

呉娑々宇スポーツクラブ主催事業の中止基準

呉娑々宇スポーツクラブでは、事業参加者等の安全確保のため、大雨や洪水などの警報等が発令された場合の事業の中止基準を次のとおりとします。

午前中及び一日(宿泊を伴う場合を含む)の事業等の場合

○事業実施当日、午前7時の時点で、府中町に気象情報で警報が一つでも発表されている場合は、安全確保のため、中止とします。なお、府中町以外での実施事業は実施先の気象情報で判断します。

○中止となる警報は、大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪のいずれかの場合です。

午後(午後1時以降)の事業等の場合

○午前11時までに警報が解除されなかった場合は中止とします。なお、府中町以外での実施事業は実施先の気象情報で判断します。

なお、事業開始後に警報が発表された場合は、気象状況等を判断し、早めに中止する場合があります。また、雷注意報等が発表されている場合は同じく気象状況等を判断し中止する場合があります。

※177 天気予報サービス・テレビ・ラジオで警報などを簡潔かつ短時間で伝える必要がある時には、5つの区域名で知らせる場合があります。その場合、府中町は「広島・呉地域」で確認してください。